

函 福 監

令和3年（2021年）5月26日

各社会福祉法人理事長 様

函館市保健福祉部指導監査課長

現況報告書等の届出について

貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市保健福祉の向上にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉法第59条の規定により、社会福祉法人は会計年度終了後3か月以内に、所轄庁に現況報告書等の定められた書類を届け出ることになっておりますので、下記のとおり対応してください。

届出は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により行うこととされておりますが、以前は別にデータや紙資料で提出いただいていた附属明細書等についても、同システムで届出ができるようになっておりますので、マニュアルを参考に手順を確認のうえご対応いただくよう、よろしく願いいたします。

記

1 届出する書類および提出方法

別添1の書類一覧のとおり。

すべて「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」により届出をしてください。

「紙・データ」による市への提出は不要です。

2 届出期日 令和3年6月30日（水）

3 書類の備え置き（法第45条の32、法第45条の34）

提出する書類（社会福祉充実計画を除く）は、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間、書面で備え置くまたはデータを映像面に表示して閲覧できるようにしてください。

4 インターネットでの公表（法第59条の2）

システムにより「定款」「役員等名簿」「報酬等の支給の基準を記載した書類（支給規程等）」を届出することで公表したこととみなされますが、できる限り法人や関係団体等のホームページにも掲載して積極的に情報公開するようお願いいたします。

5 その他

- (1) 財務諸表電子開示システムは、毎年度システムが更新されているため、必ず2021年版のシートをダウンロードして作成し届け出てください。なお、今年度の作業に必要なユーザーIDと仮パスワードは、登録した事務メールアドレスあてに福祉医療機構から2021年4月1日付で送信されておりますので、そちらをご使用ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により、届出期日までに作業が終了しないことが見込まれる場合は、お早めにご相談ください。
- (3) 例年入力誤りが多い事項などを別紙に記載しましたので、ご確認のうえ作業を進めていただくようお願いいたします。

指導監査課
担当：川村
Tel 21-3262